

(平成 24 年 3 月 9 日「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」資料 2)

指定要件に基づくがん診療連携拠点病院の指定の考え方

1. 指定要件について

指定に当たっては、原則、「がん診療連携拠点病院の整備について」(平成 20 年 3 月 1 日付け健発第 0301001 号厚生労働省健康局長通知)(以下「指針」という。)に定める要件を充足していることとする。

2. 2次医療圏と拠点病院の考え方について

指針において、「地域がん診療連携拠点病院にあつては、2次医療圏(都道府県がん診療連携拠点病院が整備されている2次医療圏を除く。)に1カ所整備するものとする。ただし、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、この限りではないものとする。」と定められている。

ただし書きについては、これまでの検討会を踏まえると以下のような場合に認められた病院がある。

- 当該病院を指定することによって、当該医療圏や都道府県のがん診療体制に期待される相乗効果が、都道府県の推薦意見書に数値目標などを用い記載されていること。
- 単に人口が多いということだけでなく、がん患者の通院圏域、拠点病院間の役割分担、隣接する医療圏との関係等について、都道府県より十分な説明があること。
- 都道府県は、拠点病院の運営が適切に行われるための体制を確保するよう努めること。

3. 診療実績がない場合の考え方について

指針において、「我が国に多いがん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下同じ。)及びその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケアを提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。」と定められている。

「集学的治療及び緩和ケアを提供する体制」については、これまで肺がん等で報告期間において診療実績(特に手術)がなくとも、当該医療圏の状況等を勘案し指定された病院はある。